

したデモンストレーション・プロジェクトを許可することを検討する。

(4) **被承認資格の制限**——州が、特別ニーズの子ども（第 473 節(c)にもとづく決定にしたがう）であって、州と養親のあいだで効力を有する養子縁組援助協定の対象となっている子どもを健康保健の適用対象としていないときは、長官は、本節にもとづくデモンストレーション・プロジェクトの実施を州に対して許可してはならない。

(5) **一定の裁判所命令の条項および条件にプロジェクトが与える影響を検討する要件**——本条にもとづいてデモンストレーション・プロジェクトを実施する旨の申請を提出した州において、当該州の児童福祉プログラムがタイトル 4-B もしくはタイトル 4-E の規定または合衆国憲法に従っていないと判断した裁判所命令が効力を有しているときは、長官は、当該申請を検討するにあたり、提案されているプロジェクトの承認が当該法律違反または憲法違反に関わる裁判所の命令の条項および条件に与える影響を考慮する。」

(b) **解釈規則**——前項の改正のいかなる規定も、本法の制定日の前に社会保障法第 1130 節 (42 U. S. C. 1320a-9) にもとづいて承認されたデモンストレーション・プロジェクトの条項および条件に影響を与えるものと解釈してはならない。

(c) **推進指定の延長権限**——社会保障法第 1130 節(d) を改正し、末尾に「ただし、長官の判断により、推進指定プロジェクトの継続が認められるべきであるときはこのかぎりでない。」を加える。

第 302 節 パーマネンシー審問

社会保障法第 475 節(5) (C) (42 U. S. C. 675(5) (C)) を以下のとおり改正する。

(1) 「処分」を削除し、かつ「パーマネンシー」を挿入する。

(2) 「18」を削除し、かつ「12」を挿入する。

(3) 「原措置」を削除し、かつ「子どもがフォスター ケアに措置されたとみなされる日 ((F) にもとづく決定にしたがう)」を挿入する。

(4) 「子どもの将来の地位」からすべて、「長期間」までを削除し、かつ「子どもを親元に復帰させること、子どもを養子縁組に委託しかつ州が親権終了の申立てを行なうこと、子どもを法定後見に付託すること、(州の機関が、子どもを家庭復帰させること、親権終了の申し立てを行なうこと、または養親家庭や適任でかつ自発的な親族または法定後見人に委託することが子どもの最善の利益にそぐわないと認めるやむを得ない理由を、州裁判所に書証で提出した場合) 他に計画された永続的生活先への措置を含む、当該の子どもを対象としたパーマネンシープラン」を挿入する。

* 参考：社会保障法第 475 条節(5)

「ケース再審査システム」という用語は、以下のことを確保するための手続を意味する。……

(C) 当該の各児童に関して手続上の保障が適用されること。とりわけ、州の監督下でフォスター ケアにいる各児童に関して(パーマネンシー) 審問が開かれることを確保すること。当該審問は、(子どもがフォスター ケアを開始したと見なされる日 ((F) にもとづく決定にしたがう)) から(12) か月以内に(かつ、その後はフォスター ケアの継続中少なくとも 12 か月ごとに)、家庭裁判所もしくは少年裁判所または管轄権限を有するその他の裁判所(部族裁判所を含む)において、あるいは裁判所が任命したまたは承認した行政機関によって、開かれなければならない。当該審問は、(子どもを親元に復帰させること、子どもを養子縁組に委託しかつ州が親権終了の申立てを行なうこと、子どもを法定後見に付託すること、または(州の機関が、子どもを家庭に復帰させること、親権の終了のための付託を行なうこと、または養子縁組、適任なかつ自発的な親族または法定後見人に委託することが子どもの最善の利益にそぐわないとやむを得ず認める理由を、州裁判所に書証で提出した場合) 他に計画された永続的生活先に措置することの是非、および適用可能な場合にはその時期を含む、当該の子どもを対象としたパーマネンシー計画)を決定する。

……

第 303 節 キンシップケア

(a) 報告書

- (1) **総則**——保健社会福祉省長官は以下のことをする。
- (A) 1998年6月1日までに、(b)(1)が規定する諮問委員会を開催し、かつ、フォスターケアにいる子どもがどの程度親族に措置されたか（以下「キンシップケア」とする）に関する最初の報告書を作成しかつ当該諮問委員会に提出すること。
- (B) 1999年6月1日までに、下院歳入委員会および上院財政委員会に対し、(A)に掲げた事項に関する最終報告書を提出すること。当該報告書は以下の要件を満たすものでなければならない。
- (i) (b)(2)にしたがって諮問委員会が提出した意見ならびにその他の情報および検討結果にもとづいたものであること。
- (ii) 当該事項に関する長官の政策勧告を含むものであること。
- (2) **求められる内容**——前号で求められる各報告書は以下の要件を満たすものでなければならない。
- (A) 各州に関して利用可能な範囲内で、以下に関する情報を含んでいること。
- (i) キンシップケアに関する州の政策。
- (ii) キンシップケア提供者の特質（年齢、所得、民族および人種、ならびにキンシップケアの提供者の子どもとの関係を含む）。
- (iii) 当該提供者の世帯の特質（当該世帯に属する他の者の人数および家族構成など）。
- (iv) 子どもが分離された親と面接および連絡する機会をどの程度与えられているか。
- (v) 親族ケアの費用および財源（医療扶助および現金扶助のような助成金を含む）。
- (vi) 児童対象のパーマネンシープラン、およびそれを達成するために州がとった行為。
- (vii) 分離後の親に提供するサービス。
- (viii) キンシップケア提供者に提供されているサービス。
- (B) 子どもが親族ケアを開始する状況または条件について具体的に記していること。

(b) **諮問委員会**

(1) **設置**——保健社会福祉省長官は、下院歳入委員会委員長および上院財政委員会委員長と協議しながら、諮問委員会を開催する。当該委員会には、親、里親、キンシップケア提供者、里子経験者、子ども福祉プログラムの運用を担当する州および地方の公務員、子ども福祉サービスの供給に携わる民間人、部族政府および部族裁判所の代表、裁判官および専門研究者を含まなければならない。

(2) **職務**——前号にしたがって開催される諮問委員会は、(a)項にしたがって作成された報告書を審査し、かつ、1998年10月1日までに、当該報告書に関する意見を長官に対して提出する。

第304節 インディペンデント・リビング（自立生活）サービスの受給資格者の説明

社会保障法第477節(a)(2)(A)(42 U.S.C. 677(a)(2)(A))を改正し、「子ども」の後に「(5000ドルを超えない資産であって、当該額を超えた場合には本節にもとづく手当の受給資格の決定にさいして財産と見なされる資産を蓄積したため、当該手当の支給が停止された子どもを含む)」を挿入する。

* 参考：社会保障法第477節(a)(2)

前号にもとづいて確立されかつ実施されるプログラムは、以下の目的および選択肢を有する。

(A) 当該プログラムは、本節にもとづき州からフォスターケア扶養手当が支払われている子ども（5000ドルを超えない資産であって、当該額を超えた場合には本節にもとづく手当の受給資格の決定にさいして財産と見なされる資産を蓄積したため、当該手当の支給が停止された子どもを含む）を援助することを目的とする。……

第305条 家族維持およびサポートサービスの再承認および発展

(a) 家族維持支援サービスの再承認

(1) **総則**——社会保障法第430節(b)(42 U.S.C. 629(b))を以下のとおり改正する。

(A) (4)号の文末の「または」を削除する。

(B) (5)号の文末の「。」を削除し、かつ「;」を挿入する。

(C) 末尾に以下を加える。

「(6) 1999年の会計年度に関しては、2億7500万ドル。

(7) 2000年の会計年度に関しては、2億9500万ドル。

(8) 2001年の会計年度に関しては、3億500万ドル。」

(2) **一定額の留保の継続**——社会保障法第430節(d)(1)および(2)(42 U.S.C. 629(d)(1) and (2))をそれぞれ改正し、「および1998年」を削除し、かつ「1998年、1999年、2000年および2001年」を挿入する。

(3) **整合的改正**——包括予算調整法(1993年)第13712節(42 U.S.C. 670 note)を以下のとおり改正する。

(A) (c)項の各所の「1998年」を削除し、かつ「2001年」を挿入する。

(B) (d)項(2)号の「および1998年」を削除し、かつ「1998年、1999年、2000年および2001年」を挿入する。

(b) 期限付き家族再統合サービス、養子縁組促進、およびサポートサービスの展開

(1) 社会保障法第432節(42 U.S.C. 629b)を以下のとおり改正する。

(A) (a)項

(i) (4)号の「および地域基盤家庭支援サービス」を削除し、かつ「、地域基盤家庭支援サービス、**期限付き家族再統合サービス**、養子縁組促進およびサポートサービス」を挿入する。

(ii) (5)号(A)の「および地域基盤家庭支援サービス」を削除し、かつ「地域基盤家庭支援サービス、**期限付き家族再統合**、養子縁組促進とサポートサービス」を挿入する。

(B) (b)項(1)号の「および家庭支援」を削除し、かつ「、家庭支援、**期限付き家族再統合**、養子縁組促進およびサポート」を挿入する。

*参考：社会保障法第432節

(a) 計画の要件——州の計画は、当該計画が以下のようなものであるときに本項の要件を満たしているものとされる。……

(4) いずれかの会計年度に当該計画にもとづいて行なわれる支出であって、州が当該会計年度に第434節にもとづく補助金の受給資格を有する支出のうち運営費に用いられる割合が10パーセントを超えず、かつ、残りの支出が、**家族維持サービス**（、**地域基盤家庭支援サービス**、**期限付き家族再統合サービス**および**養子縁組促進とサポートサービス**）に、当該支出の相当額をそのような各プログラムに配分する形で用いる旨の保証が掲げられていること。

(5) 州が以下のことをする旨の保証が掲げられていること。

(A) 毎年、以下の点に関する説明（**家族維持サービス**（、**地域基盤家庭支援サービス**、**期限付き家族再統合サービス**、**養子縁組促進とサポートサービス**）に関する個別の説明を含む）を作成し、長官に提供し、かつ公衆が利用できるようにすること。……

(b) 計画の承認

(1) 総則——長官は、州の機関が、子どもと家庭を対象サービス（**家族維持**（、**家族支援**、**期限付き家族再統合**、**養子縁組促進**、**サポート**）サービスを含む）プログラムの運営に携わった経験を有する適切な公的機関、民間機関ならびに**地域基盤組織**と協議を行なった後、長官および州により計画が共同作成された場合にのみ、前項の要件を満たす計画を承認する。……

(2) **期限付き家族再統合サービス**、**養子縁組促進**、**およびサポートサービスの定義**——社会保障法第431節(a)(42 U.S.C. 629a(a))を改正し、末尾に以下を加える。

「(7) **期限付き家族再統合サービス**

(A) 総則——「**期限付き家族再統合サービス**」という用語は、(B)に記載されている、親子分離後に、**里親家庭**、**チャイルドケア施設**、あるいは**親または主要な養育者に措置**

あるいは委託された子どもとその親・主要養育者に対するサービスおよび活動を意味する。その目標は、安全にかつ時宜を得た家族再統合をおこなうことにある。ただし、第 475 条(5)(F)に従い、子どもがフォスター ケアに入った日から 15 か月間以内にそのサービスを提供しなければならないとする。

(B) **サービスおよび活動の記載**——本副節に記載するサービスおよび活動は以下のとおりである。

- (i) 個人カウンセリング、グループ・カウンセリングおよび家族カウンセリング。
- (ii) 入院、入所または外来による薬物乱用治療サービス。
- (iii) 精神保健サービス。
- (iv) ドメスティックバイオレンスに対応するための援助。
- (v) 緊急児童保護施設を含む、子どもの一時保護および家族対象治療サービス提供を目的としたサービス。
- (vi) 本付節に記載したサービスおよび活動に通うための交通手段。

(8) **養子縁組促進とサポートサービス**——「養子縁組促進とサポートサービス」という用語は、養子縁組が子どもの最善の利益を促進する場合にフォスター ケア・システムから養子縁組へ移行する児童の増加を奨励することを目的としたサービスおよび活動を意味する。これには、養子縁組成立前後のサービス、および、養子縁組手続を迅速化しかつ養親家庭を支援することを目的とした活動が含まれる。」

(3) **追加の従属的改正**

(A) **目的**——社会保障法第 430 節(a)を改正し、「および地域基盤家庭支援サービス」を削除し、かつ「、地域基盤家庭支援、期限付き家族再統合、養子縁組促進およびサポートサービス」を挿入する。

* 参考：社会保障法第 430 節(a)

目的：歳出配分承認の制限——各州による、家族維持サービス（地域基盤家庭支援、期限付き家族再統合、養子縁組促進およびサポートサービス）の発展および確立または拡大ならびにそのプログラムの運営を奨励し、かつそれを可能とするため、長官に対し、(b) 項に掲げた会計年度に関して(b) 項に記載した額の配分を承認する。……

(C) **プログラムの名称**——社会保障法タイトル 4-B 第 2 副節 (42 U. S. C. 629 et seq.) の見出しを改正し、以下のとおりとする。

「第 2 副節——安全で安定した家族の促進」

(c) **子どもの安全の重視**

(1) **子どもの安全を至高の関心事とすることを保証する要件**——社会保障法第 432 節(a) (42 U. S. C. 629b(a)) を以下のとおり改正する。

- (A) (7) 号の文末の「および」を削除する。
- (B) (8) 号の文末の「。」を削除する。
- (C) 末尾に以下を加える。

「(9) 当該計画にもとづくサービス・プログラムの運営および実施にあたって、サービスを提供される子どもの安全を至高の関心事とする旨の保証を掲げていること。」

* 参考：社会保障法第 432 節(a)

計画の要件——州の計画は、当該計画が以下のようなものであるときに本項の要件を満たしているものとされる。……

(2) **家族維持サービスおよび家庭支援サービスの定義**——社会保障法第 431 節(a) (42 U. S. C. 629a(a)) を以下のとおり改正する。

- (A) (1) 号
 - (i) (A) の各所の「適切」の前に「安全かつ」を挿入する。
 - (ii) (B) の「留まる」の前に「安全に」を挿入する。
- (B) (2) 号

- (i) 「ウェルビーイング」の前に「安全および」を挿入する。
- (ii) 「安定した」を削除し、かつ「安全な、安定した」を挿入する。

*参考：社会保障法第 431 条節 a) ……

(1) 家庭維持サービス——「家庭維持サービス」という用語は、危機的状況にあるまたはそのような状況に陥る恐れのある家族（養親家庭および拡大家庭を含む）を援助することを目的とした、子どもと家庭を対象としたサービスを意味する。当該サービスには以下のものが含まれる。

(A) 以下の点について子どもを援助することを目的としたサービス・プログラム。

(i) 〈安全かつ〉適切な場合、分離された家庭のもとに復帰すること。

(ii) 養子縁組、法定後見人、または、養子縁組または法定後見が子どもにとって〈安全かつ〉適切でないと判断される場合、他に計画された永続的家庭へ措置すること。

(B) フォスター ケアに措置される恐れのある子どもが〈安全に〉家庭維持されることを援助する目的で、集中的家庭維持プログラムのような措置前防止サービス・プログラム。

……

(2) 家庭支援サービス——「家庭支援サービス」という用語は、家族（養親家庭、里親家庭および拡大家庭を含む）の能力および安定を増進すること、子育て能力に関する親の自信および力量を高めること、〈安全な、安定した〉かつ支えとなる家庭環境を子どもに与えること、およびその他の方法で子どもの発達を増進することを目的とした、子どもおよび家庭の〈安全および〉ウェルビーイングを促進するための地域基盤サービスを意味する。……

(d) 「努力の維持」の要件の説明

(1) 非連邦資金の定義——(b)項(2)号で改正した社会保障法第 431 節(a) (42 U. S. C. 629a(a)) を改正し、末尾に以下を加える。

「(9) 非連邦資金——「連邦外資金」という用語は、州の資金、または州が選択する場合には州および地方の資金を意味する。」

(2) 施行日——前号の改正は、包括予算調整法(1993 年) 第 13711 節(公法 103 -33; 107 Stat. 649) の制定に含まれるものとして施行する。

第 306 条 特別ニーズの子どもに対する健康保険の適用

第 106 条で改正した社会保障法第 471 節(a) (42 U. S. C. 671(a)) を以下のとおり改正する。

- (1) (19)号の文末の「および」を削除する。
- (2) (20)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
- (3) 末尾に以下を加える。

「(21) 特別なニーズを有すると認められた子どもであって、州と養親とのあいだで効力を有する養子縁組協定(本節にもとづく協定をのぞく)の対象となっており、かつ医学上、精神保健上またはリハビリテーション上のケアのための特別なニーズを有しているため医療扶助なくして養親に措置することはできないと州が認めた子どもを、健康保険の適用対象とすることを規定していること。かつ、かかる健康保険の適用に関して以下のことを規定していること。

(A) かかる適用は単独のまたは複数の州医療扶助プログラムを通じて行なわれること。

(B) 州は、かかる適用を行なうにあたって、提供される医療手当(精神保健手当も含む)が、タイトル XIX にもとづいて州が子どもに提供するものと同じのタイプおよび種類のものであることを確保すること。

(C) 州が、第 XIX 章にもとづくプログラム以外の州医療扶助プログラムを通じてかかる適用を行なう場合であって、後者にもとづくサービスに前者を上回る資金を拠出しているときは、当該の子どもは、第 1902 節 a) (10) (A) (i) (1) の適用上、本節にもとづく州の計画にもとづく援助または扶助を受給していると見なすこと。

(D) 費用分担要件を決定するさいには、州は、適用が州医療扶助プログラムを通じて行なわれる範囲において当該プログラムの規則と一致する形で、養親の状況および養子のニーズを考慮に入れること。」

*参考：社会保障法第 471 節(a)

州は、本節にもとづく補助金の資格を得るためには、以下のことを規定し、かつ長官の承認を受けた計画を定めなければならない。……

第 307 節 最初の養子縁組が解消された特別ニーズの子どものための養子縁組援助手当の受給資格の継続

(a) **受給資格の継続**——社会保障法第 473 節(a)(2) (42 U.S.C. 673(a)(2))を改正し、末尾に以下を加える。「(C)の要件を満たし、以前の養子縁組に関して本節にもとづく養子縁組援助手当の受給資格を有すると認められ、以前の養子縁組が解消されかつ養親の親権が停止されたためまたは子どもの養親が死亡したために養子縁組の対象とされており、かつ、(A)および(B)の要件を満たしていないものの、本節にもとづく養子縁組援助手当の受給資格を有すると最後に認められたときと同一の財政的その他の状況にありかつ以前の養子縁組が行なわれなかったものとして取り扱われるときは当該要件を満たす子どもは、(1)号(B)(ii)の適用上、本項の要件を満たすものとして取り扱われる。」

(b) **適用対象**——前項の改正は、1997 年 10 月 1 日以降に養子縁組された子どもに対してのみ適用する。

第 308 節 フォスター ケアの子どもの対象とした高質サービスを確保するための州の基準

第 106 節および第 306 節で改正した社会保障法第 471 節(a) (42 U.S.C. 671(a))を以下のとおり改正する。

- (1) (20)号の文末の「および」を削除する。
- (2) (21)号の文末の「。」を削除し、かつ「および」を挿入する。
- (3) 末尾に以下を加える。

「(22) 公的機関または民間機関によってフォスター ケア措置を受けている子どもが子どもの安全および健康を保護する質の高いサービスを提供されることを確保するための基準を、州が 1999 年 1 月 1 日までに作成しかつ実施する旨を規定していること。」

タイトル IV 雑則

第 401 節 正当な子育ての維持

本法のいかなる規定も、家庭を不必要に破壊し、または家庭生活に不適切に踏みこみ、親によるしつけのための正当な手段の使用を禁止し、もしくは特定の子育て方法を規定することを意図するものではない。

第 402 節 報告要件

本法で報告を求められているいかなる情報も、社会保障法第 479 節 (42 U.S.C. 679)にしたがって設置された養子縁組・フォスター ケア分析報告システムの要件を満たすデータによって、当該システムにもとづき当該データが入手可能な範囲内で、保健社会福祉省長官に提供されなければならない。長官は、上記の法第 479 条にもとづき養子縁組・フォスター ケア分析報告システムに関して定められた規則に対し、州が本法の報告要件を満たす目的で当該システムの要件を満たすデータを入手できるようにするために必要な修正を行なう。

第 403 節 非常用ガ-ディアンシップ (後見) (standby guardianship) に関する連邦議会の意向

連邦議会の意向 (the sense of Congress) により、州は、慢性疾患をわずらっている、または死期の近い親に対し、親権を譲渡することなく自己の未成年の子どものために後見待機人 (standby guardian) を指名することを認める法律および手続を施行するべきである。後見待機人の権限は以下の場合に効力を有する。

- (1) 親が死亡したとき。
- (2) 親が精神的無能力者となったとき。
- (3) 親が身体的に衰弱し、かつ同意を与えたとき。

第 404 節 州福祉プログラム対象臨時基金の一時調整

(a) **配分の減額**——社会保障法第 403 節(b)(2) (42 U.S.C. 603(b)(2))を改正し、「ものと」の後に「し、かつ(6)号(C)(ii)に掲げた額を減額」を挿入する。

*参考：社会保障法第 403 節(b)(2)

基金への預託金——合衆国国庫金のうち他への配分を指定されていない金から、1997 年、1998 年、1999 年、2000 年および 2001 年の会計年度に、基金への支払いのために必要な額を配分する。その総額は 20 億ドルを超えないものと(し、かつ(6)号(C)(ii)に掲げた額を減額)する。

(b) **州の返金額 (remittances) の増額**——上記の法第 403 節(b)(6) (42 U.S.C. 603(b)(6))を改正し、末尾に以下を加える。

「(C) 州の返金額の調整

(i) **総則**——本サブパラグラフの規定がない場合に(A)にしたがってある会計年度に州が返金することを求められる額は、以下のいずれか少ない額により増額する。

(I) 当該会計年度の包括調整額に、当該会計年度の当該州の調整百分率をかけた額。

(II) 当該会計年度に当該州に対して支払われた未調整の正味額。

(ii) **包括調整額**——(i)で用いた「包括調整額」という用語は以下の額を意味する。

(I) 1998 年の会計年度については 200 万ドル。

(II) 1999 年の会計年度については 900 万ドル。

(III) 2000 年の会計年度については 1600 万ドル。

(IV) 2001 年の会計年度については 1300 万ドル。

(iii) **調整百分率**——(i)で用いた「調整百分率」という用語は、ある州およびある会計年度に関して以下のことを意味する。

(I) 当該会計年度に当該州に対して支払われた未調整の正味額を(II)で割ったさいの百分率。

(II) 当該会計年度にすべての州に対して支払われた未調整の正味額の合計。

(iv) **未調整の正味額**——本副節で用いた「未調整の正味額」という用語は、ある州およびある会計年度に関して以下のことを意味する。

(I) 当該財政年度に(3)項にしたがって当該州に支払われた総額から(II)を引いた額。

(II) 本サブパラグラフがない場合に、当該支払いに関して(A)または第 409 条(a)(10)にしたがって州が返金することを求められる額。」

(c) **臨時基金の運用を改善するための勧告**——保健社会福祉省長官は、1998 年 3 月 1 日までに、連邦議会に対し、州の福祉プログラムを対象とした臨時基金の運用を改善するための勧告を行なう。

第 405 節 薬物乱用および児童保護サービスの調整

保健社会福祉省長官は、本法の制定日の後 1 年以内に、保健社会福祉省の薬物乱用・精神保健サービス局および子ども家庭総局からの情報にもとづき、子ども福祉の対象者層における有害物質濫用の問題の規模および範囲、当該層に提供されているサービスのタイプおよび当該層に対する当該サービスの提供の成果を説明した報告書を作成し、かつ、下院歳入委員会および上院財政委員会に提出する。当該報告書には、当該層に当該サービスを提供するさいの調整を改善するために必要とされる可能性がある立法についての勧告を含むものとする。

第 406 条節 国産の備品および製品の購入

(a) **総則**——連邦議会の意向により、本法にもとづいて利用可能とされる資金で購入されるすべての備品および製品は、実務的に可能な最大限の範囲で、国産であるべきである。

(b) **通告要件**——本法にもとづいて利用可能とされる資金を用いる事業体に財政援助を提供し、また

はそのような事業体と契約を締結するにあたっては、各連邦機関の長は、実務的に可能な最大限の範囲で、連邦議会が前項で行なった意向の表明を当該事業体に通告する。

タイトルV 施行日

第 501 節 施行日

- (a) **総則**——本法に別段の定めがある場合をのぞき、本法による改正は本法の制定日に施行する。
- (b) **州による立法が求められる場合に認められる遅延**——社会保障法タイトル4-B またはタイトル4-Eにもとづく州の計画について、本法による改正で課される追加的要件を当該計画が満たすためには州による立法（資金配分のための立法をのぞく）が求められると保健社会福祉省長官が認めた際は、当該計画は、本法の制定日の後に最初に開会した州議会通常会期の閉会后最初の四半期が開始するまでは、かかる追加的要件を満たしていないという理由のみで当該節の要件にしたがっていないと見なされることはない。この規定の適用上、州議会が連結会期制をとっているときは、それぞれの年の会期を州議会の独立した通常会期と見なす。

1997年11月19日承認

資料 2

訳：平野裕二

カナダ・オンタリオ州／子ども家庭サービス法(仮訳)

(Child and Family Services Act, Revised Statutes of Ontario, 1990, Chapter C.11)

*1984年制定／1990年改訂(2000年9月1日付 Office Consolidation に準拠)

修正：1992年(Chapter 32, s.3)、1993年(Chapter 27, Sched.)、1994年(Chapter 27, s.43(2))、1996年(Chapter 2, s.62)、1999年(Chapter 2, ss.1-35)、1999年(Chapter 6, s.6)、1999年(Chapter 12, Sched. E, s.1)、1999年(Chapter 12, Sched. G., s.16)

目次

第1条	至上目的
第2条	サービス提供者の職務
第3条	定義
第4条	協定における同意および参加
第1章 柔軟なサービス	
第5条	ディレクターおよびプログラム・スーパーバイザー
第6条	プログラム・スーパーバイザーの権限
第7条	サービスの提供
第8条	機関の認可
第9条	施設の認可
第10条	条件
第11条	調整または諮問のためのグループ
第12条	支払の保護
第13条	機関の内規および理事会
第14条	居住型措置
第15条	子ども援助協会の指定
第16条	地方ディレクター
第17条	ディレクターの職務
.....	
第19条	協会の資金
第20条	自治体の代表
第20条の1	協会に対する指示
第21条	他の政府との協定
第22条	長官の取消および直接管理の権限
第23条	長官による活動中止命令
第24条	長官の直接管理権限
第25条	犯罪
第2章 サービスへの任意的アクセス	
第26条	定義
第27条	サービスへの同意
第28条	カウンセリング
第29条	一時ケア協定

第30条	特別ニーズ協定
第31条	16歳および17歳の者との特別ニーズ協定
第32条	18歳の時点での協定の終了
第33条	協定の終了
第34条	居住型措置諮問委員会による審査
第35条	委員会の勧告
第36条	子ども家庭サービス審査委員会による再審査

第3章 子どもの保護

第37条	定義
第38条	子どもの法的代理
第39条	当事者
第40条	子ども保護手続の開始
第41条	インケアの子どもの身柄確保令状
第42条	12歳未満の子どもの身柄確保
第43条	家出した子どもの身柄確保令状
第44条	立入り等の権限
第45条	審判の非公開
第46条	収容期間の制限
第47条	子ども保護審判
第48条	審判の場所
第49条	裁判所の権限
第50条	子どもに対する過去の行為の考慮
第51条	中断
第52条	遅延
第53条	決定の理由
第54条	判定
第55条	同意にもとづく命令
第56条	協会による子どものための計画
第57条	子どもが保護を必要としているときの命令
第58条	面接交渉命令
第59条	面接交渉命令に関する特則
第60条	支払命令
第61条	協会および国の監護のもとに置かれている子どもに対する協会の職務
第62条	協会監護
第63条	国の監護
第64条	地位の再審査
第65条	地位の再審査に関する裁判所の権限
第66条	ディレクターによる、国の監護のもとに置かれている子どもの年次審査
第67条	裁判官による調査
第68条	協会の内部審査手続
第69条	不服申立て
第70条	期間制限
第71条	18歳の時点での命令の終了
第72条	児童虐待通報義務
第72条の1	協会の義務
第73条	審査委員会
第74条	裁判所による記録アクセス命令
第74条の1	記録アクセス令状

- 第74条の2 電話令状
- 第75条 児童虐待登録簿
- 第76条 児童虐待登録簿への記載に関する聴聞
- 第77条 子どもを移送するディレクターの権限
- 第78条 ホームメーカー
- 第79条 犯罪：児童虐待等
- 第80条 制限命令
- 第81条 子どもの代理人としての被害回復請求
- 第82条 権限を与えられず協会に措置することの禁止
- 第83条 犯罪：子どもの生活への干渉
- 第84条 犯罪：虚偽の情報の提出、子ども保護ワーカーの妨害
- 第85条 その他の犯罪
- 第86条 子どもの宗教的信条
- 第87条 差止め命令

第4章 罪を犯した青少年

- 第88条 定義
- 第89条 サービスおよびプログラム
- 第90条 州ディレクターおよびプロベーション担当官の任命
- 第91条 16歳以上の者へのサービス
- 第92条 報告および情報
- 第93条 一時拘禁
- 第94条 収容
- 第95条 州犯罪法にもとづく開放収容
- 第96条 収容審査委員会
- 第97条 委員会による審査
- 第98条 許可なく収容元を離れた青少年の身柄の確保

第5章 子どもの権利

- 第99条 定義
- 第100条 監禁
- 第101条 体罰
- 第102条 子ども家庭サービス・アドボカシー事務所
- 第103条 コミュニケーションの権利
- 第104条 個人的自由
- 第105条 ケアを受ける権利
- 第106条 親の同意
- 第107条 聴聞される権利
- 第108条 情報を知らされる権利
- 第109条 内部の苦情申立て手続
- 第110条 苦情の再審査
- 第111条 長官による措置

第6章 非常措置

- 第112条 定義
- 第113条 閉鎖処遇プログラム
- 第114条 子どもの送致の申立て
- 第115条 子どもによる口頭証拠調べの放棄
- 第116条 判定

第117条	送致の基準
第118条	送致期間
第119条	決定の理由
第120条	送致期間の延長
第121条	管理者による送致解除
第122条	送致の審査
第123条	第120条(3-6)項、第121条、第122条の適用
第124条	緊急措置
第125条	警察の援助
第126条	閉鎖隔離室の承認
第127条	閉鎖隔離の使用
第128条	閉鎖隔離の審査
第129条	審査委員会
第130条	サービス提供者による侵害度の高い処置の使用の承認
第131条	侵害度の高い処置の使用
第132条	向精神薬の使用
第133条	審査委員会の追加的職務
第134条	専門家諮問委員会
第135条	審査の要請

第7章 養子縁組

第136条	子どもの最善の利益
第137条	養子縁組への同意
第138条	同意の免除
第139条	期限後の同意の撤回
第140条	協会の職務
第141条	養子縁組のための措置
第142条	養子縁組家庭調査
第143条	措置にともなう面接交渉命令の終了
第144条	ディレクターによる協会および免許機関の決定の審査
第145条	措置の経過不良の場合のディレクターへの通告
第146条	養子縁組命令
第147条	申立人が未成年である場合
第148条	命令を言渡してはならない場合
第149条	ディレクターの陳述書
第150条	審判の場所
第151条	審判の非公開
第152条	裁判所の権限および職務
第153条	氏名の変更
第154条	仮処分命令
第155条	新たな養子縁組命令
第156条	不服申立て
第157条	養子縁組命令の最終性
第158条	養子縁組命令の効果
第159条	管轄地外の養子縁組
第160条	実親等による面接交渉命令の禁止
第161条	親に対する情報提供
第162条	裁判所の記録
第163条	養子縁組情報登録官

第 164 条	秘密保持規則の適用
第 165 条	養子縁組記録の秘密保持
第 166 条	特定不可能な情報の開示
第 167 条	養子縁組開示登録簿
第 168 条	健康、安全または福祉を守るための開示
第 169 条	搜索
第 170 条	オンタリオ州外で養子縁組された者
第 171 条	情報の非開示
第 172 条	審査
第 173 条	裁判所の記録に含まれた情報
第 174 条	手数料および経費
第 175 条	犯罪：養子縁組のための支払
第 176 条	その他の犯罪
第 177 条	差止め命令

第 8 章 記録の秘密保持および記録へのアクセス

第 178 条	定義
第 179 条	例外
第 180 条	開示の禁止
第 181 条	開示への同意
第 182 条	同意を得ないでの開示
第 183 条	精神障害記録
第 184 条	記録へのアクセス
第 185 条	アクセスの却下
第 186 条	サービス提供者の職務
第 187 条	記録を訂正させる権利
第 188 条	子ども家庭サービス諮問委員会による審査
第 189 条	アクセスの記録への注記
第 190 条	責任からの保護
第 191 条	サービス提供者の手続規則

第 9 章 免許

第 192 条	定義
第 193 条	免許が必要とされるとき
第 194 条	プログラム・スーパーバイザーの権限
第 195 条	免許の申請の却下
第 196 条	更新申請の却下および取消
第 197 条	審判所による聴聞
第 198 条	免許条件の審査
第 199 条	更新待機中の免許の継続
第 200 条	免許の仮停止
第 201 条	聴聞
第 202 条	不服申立て
第 203 条	免許および記録の引渡し
第 204 条	長官による施設の占有
第 205 条	差止め命令
第 206 条	犯罪
第 207 条	子ども家庭サービス審査委員会

第10章 インディアンおよび先住民の子ども家庭サービス

- 第208条 定義
- 第209条 先住民コミュニティの指定
- 第210条 バンドおよび先住民コミュニティとの協定
- 第211条 サービスの提供
- 第212条 慣習的ケアに対する補助金
- 第213条 バンドおよび先住民コミュニティとの協議

第11章 規則

- 第214条 第1章の適用のための規則
- 第215条 第2章の適用のための規則
- 第216条 第3章の適用のための規則
- 第217条 第4章の適用のための規則
- 第218条 第5章の適用のための規則
- 第219条 第6章の適用のための規則
- 第220条 第7章の適用のための規則
- 第221条 第8章の適用のための規則
- 第222条 第9章の適用のための規則
- 第223条 第10章の適用のための規則

第12章 雑則

- 第224条 本法の見直し

第1条 (1) (至上目的) 本法の至上目的は、子どもの最善の利益、保護およびウェルビーイングを促進することである。

(2) (その他の目的) 本法のその他の目的は、子どもの最善の利益、保護およびウェルビーイングに一致するかぎりにおいて、以下の点を認めることである。

1. 親は子どもを養育するにさいして援助を必要とすることがあるものの、その援助は、家庭という単位の自律性および一体性を支援するようなものであるべきであり、かつ、可能な場合には常に、相互の同意にもとづいて提供されるべきであること。
2. 特定のケースにおいて子どもを援助するために利用可能でありかつ適切な方策のうち、家庭を崩壊に導く可能性がもっとも少ない方策が検討されるべきであること。
3. 子どものサービスは次のような方法で提供されるべきであること。
 - i. ケアの一貫性および安定した家族関係に対する子どものニーズを尊重すること。
 - ii. 子どものあいだに存在する身体的および精神的な発達の違いを考慮に入れること。
4. 子どもおよび家族に対するサービスは、可能な場合には常に、文化的、宗教的および地域的違いを尊重するような方法で提供されるべきであること。
5. インディアンおよび先住民は、可能な場合には常にみずからの固有の子ども家庭サービスを提供する資格を有すること、および、インディアンおよび先住民の子どもおよび家族に対するあらゆるサービスは、その文化、先祖伝来の遺産および伝統ならびに拡大家族の認めるような方法で提供されるべきであること。

注：オンタリオ州法典（1999年）第2章第1条の布告に関わらず、2000年3月31日以前の本法の規定は、第3章にもとづく手続（地位の再審査手続を含む）であって当該日以前に開始されたいかなる手続についても引き続き適用する。参照：1999, c. 2, ss. 37(5), 38.

第2条 (1) (フランス語によるサービス) サービス提供者は、適切な場合には、子どもおよび家庭がフランス語でサービスを利用できるようにしなければならない。

(2) (サービス提供者の職務) サービス提供者は以下のことを確保しなければならない。

(a) 子どもおよびその親が、適切な場合には、その利益に影響を与える決定が行なわれるときに意見を聴かれかつ代理人を選任されること、および、受けているサービスに関して懸念を有するときに意見を聴かれること。

(b) 子どもおよびその親の利益および権利に影響を与える決定が、明確なかつ一貫した基準にしたがって、かつ手続的保障に服して行なわれること。R. S. O. 1990, C. C. 11, s. 2.

解釈

第3条 (1) (定義) 本法において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「機関」(agency)とは、法人をいう。

「認可機関」(approved agency)とは、第1章(柔軟なサービス)第8条(1)項の認可を受けた機関をいう。

「認可サービス」(approved service)とは、以下のいずれかのサービスをいう。

(a) 第1章第7条(1)項にもとづいて、または同章第7条(2)項にもとづく補助金または拠出金の支援を受けて提供されるサービス。

(b) 認可機関が提供するサービス。

(c) 免許にもとづく権限にもとづいて提供されるサービス。

「バンド」(band)の意義はインディアン法(カナダ)にしたがう。

「委員会」(Board)とは、第9章(免許)にもとづいて継続する子ども家庭サービス審査委員会をいう。

「子ども」(child)とは、18歳未満の者をいう。

「子ども発達サービス」(child development service)とは、発達上のもしくは身体的なハンディキャップを有する子ども、発達上のもしくは身体的なハンディキャップを有する子どもの家族または当該の子どもおよび家族の双方を対象とするサービスをいう。

「子ども治療サービス」(child treatment service)とは、精神障害を有する子ども、精神障害を有する子どもの家族または当該の子どもおよび家族の双方を対象とするサービスをいう。

「子ども福祉サービス」(child welfare service)とは、以下のいずれかのサービスをいう。

(a) 居住型または非居住型のサービス(防止サービスも含む)。

(b) 第3章(子どもの保護)にもとづいて提供されるサービス。

(c) 第7章(養子縁組)にもとづいて提供されるサービス。

(d) 個人カウンセリングまたは家族カウンセリング。

「コミュニティ支援サービス」(community support service)とは、子どもおよびその家族を対象としてコミュニティで提供される支援サービスまたは防止サービスをいう。

「裁判所」(court)とは、オンタリオ司法裁判所または高等裁判所家庭裁判部をいう。

「発達上のハンディキャップ」(developmental handicap)とは、いずれかの者の人格形成期に現存するまたは見られる精神的損傷であって、適応行動における制約と関係するものをいう。

「ディレクター」(Director)とは、第1章(柔軟なサービス)第5条(1)項にもとづいて任命されるディレクターをいう。

「里親ケア」(foster care)とは、以下の双方の要件を満たす者によってその家庭で行なわれる、子どもに対する居住型ケアの提供をいう。「里親家庭」(foster home)および「里親」(foster parent)の意義はこれに対応したものとする。

(a) 当該の子どもへのケアに対する補償金を受給している者。ただし、当該補償金がオンタリオ州労働法(1997年)、オンタリオ州障害支援プログラム法(1997年)または家族手当法にもとづくものである場合を除く。

注：(a)号は、州副総督の布告に指定された日にオンタリオ州法典(1999年)第2章第2条(3)項によって削除し、代わって以下の規定を置く。

(a) 当該の子どもへのケアに対する補償金を受給している者。ただし、当該補償金がオンタリオ州労働法(1997年)またはオンタリオ州障害支援プログラム法(1997年)にもとづくものである場合を除く。

参照：1999, c. 2, ss. 2(3), 38.

(b) 当該の子どもへの親、または第7章にもとづき当該の子どもへの養親となった者以外の者。

「インディアン」(Indian)の意義はインディアン法(カナダ)にしたがう。

「免許」(licence)とは第9章(免許)にもとづいて行なわれる免許をいう。「免許を発行された」(licensed)および「免許機関」(licensee)の意義はこれに対応したものとす。

「地方ディレクター」(local director)とは、第1章(柔軟なサービス)第16条にもとづいて任命される地方ディレクターをいう。

「長官」(Minister)とは、コミュニティ・社会サービス省長官をいう。

「先住民コミュニティ」(native community)とは、第10章(インディアンおよび先住民の子ども家庭サービス)第209条にもとづき長官が指定するコミュニティをいう。

「先住民」(native person)とは、先住民コミュニティの構成員であつてバンドの構成員以外の者をいう。

「先住民の子ども」(native child)の意義はこれに対応したものとす。

「命令」(order)とは、命令を言渡すことの却下を含むものとす。

「定められた」(prescribed)とは、規則によって定められていることをいう。

「プログラム・スーパーバイザー」(program supervisor)とは、第1章(柔軟なサービス)第5条(2)項にもとづいて任命されるプログラム・スーパーバイザーをいう。

「規則」(regulations)とは、本法にもとづいて定められる規則をいう。

「居住型サービス」(residential service)とは、親の家庭から離れた子どもに対して提供される、寄宿、宿泊ならびに関連の監督ケア、保護ケアおよびグループケアをいう。「居住型ケア」(residential care)および「居住型措置」(residential placement)の意義はこれに対応したものとす。

「サービス」(service)とは、以下のいずれかのサービスをいう。

- (a)子ども発達サービス。
- (b)子ども治療サービス。
- (c)子ども福祉サービス。
- (d)コミュニティ支援サービス。
- (e)罪を犯した青少年サービス。

「サービス提供者」(service provider)とは、以下のいずれかの者をいう。ただし、里親は含まない。

- (a)長官。
- (b)認可機関。
- (c)協会。
- (d)免許機関。
- (e)認可サービスを提供する者、または長官または認可機関が購入するサービスを提供する者。

「協会」(society)とは、第1章(柔軟なサービス)第15条(2)項にもとづいて子ども援助協会に指定された認可機関をいう。

「審判所」(Tribunal)とは、免許不服申立審判所をいう。

「罪を犯した青少年サービス」(young offenders service)とは、第4章(罪を犯した青少年)にもとづき、または同章にもとづいて設置されたプログラムにもとづき提供されるサービスをいう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 3 (1); 1999, c. 2, s. 2 (1, 2); 1999, c. 12, Sched. G, s. 16 (1).

(2)「親」の定義)本法において、子どもの親に対する言及は以下のいずれかの者に言及していると見なす。ただし、本法が別段の定めを置く場合はこのかぎりでない。

- (a)両親(親の双方が子どもの監護権を有しているとき)。
- (b)一方の親(当該の親が子どもの法律上の監護権を有しているとき、または他方の親がいない、もしくは当該状況下で求められる行為を行なえないとき)。
- (c)別の個人(当該個人が子どもの法律上の監護権を有しているとき)。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 3 (2).

第4条 (1) (定義) 本条において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「能力」(capacity)とは、同意または合意の性質、および、同意を与えること、与えないこともしくは撤回することまたは協定を交わすこと、交わさないこともしくは停止することの結果を理解および認識する能力をいう。

「直近の親族」(nearest relative)とは、16歳未満の者との関係で用いられているときは、その者の法律上の監護権を有している者をいう。当該用語は、16歳以上の者との関係で用いられているときは、保健ケア同意法(1996年)にもとづき、その者が同法にもとづく治療に関して無能力である場合にその者に代わって同

意を与えまたは拒否する権限を認められた者をいう。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 4 (1); 1996, c. 2, s. 62.
(2) (有効な同意または協定の要素等) 本条にもとづいていずれかの者が行なう同意もしくは同意の撤回または協定への参加もしくは協定の停止は、当該同意が与えられもしくは撤回され、または当該協定が交わされもしくは停止された時点でその者が以下の要件を満たすときは、有効とされる。

(a) 能力を有していること。

(b) 当該同意または協定の性質および結果ならびにそれに代わる選択肢について、合理的な程度に情報を知らされていること。

(c) 威迫または不当な影響を受けることなく、自発的に当該同意を与えもしくは撤回し、または協定を作成もしくはその停止を通告すること。

(d) 第三者の助言を得る合理的な機会があったこと。

(3) (いずれかの者が能力を欠いているとき) いずれかの者の直近の親族は、その者に代わって同意を与えもしくは撤回し、または協定に参加もしくはそれを停止することができる。ただし、当該親族がその者に代わって行為を行なうときからさかのぼって1年以内に、判定にもとづき、当該の者が能力を有していないと決定された場合にかぎる。

(4) (例外) (3)項の規定は、第7章(養子縁組)第137条(養子縁組への同意)にもとづく同意、または第3章(子どもの保護)第37条(2)項(保護を必要とする子ども)(1)号に掲げられた親の同意には適用しない。

(5) (未成年者の同意等) 本法にもとづいていずれかの者が行なう同意もしくは同意の撤回または協定への参加もしくはその協定の停止は、当該の者が18歳未満であることをのみを理由として無効とされない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 4 (2-5)。

第1章 柔軟なサービス

ディレクターおよびプログラム・スーパーバイザー

第5条 (1) (ディレクターの任命) 長官は、いずれかの者をディレクターに任命し、本法および規則にもとづくディレクターの職務のいずれかまたは全部の遂行およびその権限のいずれかまたは全部の行使を行なわせる。

(2) (プログラム・スーパーバイザーの任命) 長官は、いずれかの者をプログラム・スーパーバイザーに任命し、本法および規則にもとづくプログラム・スーパーバイザーの職務のいずれかまたは全部の遂行およびその権限のいずれかまたは全部の行使を行なわせる。

(3) (任命の制限等) 長官は、本条にもとづいて行なわれる任命について、任命のさいにしがうべきいかなる条件または制限も定めることができる。

(4) (報酬および経費) 本条にもとづいて任命された者であって公務員法にもとづく公務員以外の者の報酬および経費は長官が定め、かつ議会によって承認された歳出予算から支払う。

(5) (報告および情報) サービス提供者は以下のことをしなければならない。

(a) 定められた様式および定められた間隔で、長官に対し、定められた報告を行ないかつ定められた情報を提出すること。

(b) 長官の要請があるときは常に、長官に対し、長官が指定する情報を記載した報告を長官が指定する形式で行なうこと。

第6条 (1) (プログラム・スーパーバイザーの権限) 本法および規則の遵守を確保するため、プログラム・スーパーバイザーは、合理的な場合には常に、適切な身分証明書を提示することにより、認可サービスが提供されている施設に立ち入ること、施設、提供されているサービス、帳簿およびサービスに関連する記録を検査すること、および、当該帳簿および記録を謄写すること、または合理的に必要とされる場合に当該帳簿および記録を謄写のため施設から持ち出すことができる。

(2) (犯罪) いかなる者も、プログラム・スーパーバイザーがその職務を遂行するにあたって妨害または妨害の試みを行なってはならず、または、プログラム・スーパーバイザーに対し、認可サービスに関する虚偽の情報を故意に与えてはならない。

(3) (同) いかなるサービス提供者または認可サービスが提供される施設の責任者も、プログラム・スーパーバイザーに対し、(1)項の帳簿および記録へのアクセスを拒否し、または、認可サービスに関する情報をプログラム・スーパーバイザーが合理的に求めた場合にプログラム・スーパーバイザーに対する当該情報の提供を拒否してはならない。

(4) (立入り権限の行使に関する規則) プログラム・スーパーバイザーは、(1)項に掲げた立入り権限を、規則にしたがって行使する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 6.

認可および資金提供

第7条 (1) (直接のまたは購入によるサービスの提供) 長官は以下の行為を行ない、かつ、議会によって承認された歳出予算から以下のサービスおよび施設のための支払を行なうことができる。

(a) サービスを提供すること、ならびにサービスの提供のための施設を設置、運営および維持すること。

(b) サービスの提供のために個人、自治体および機関と協定を交わすこと。

(2) (サービス、協議等のための補助および拠出) 長官は、議会によって承認された歳出予算から、いかなる個人、機関または自治体に対しても、サービスに関わる協議、調査研究および評価ならびにサービスの提供のための補助および拠出を行なうことができる。

第8条 (1) (機関の認可) いずれかの機関が本章および規則にもとづく財政援助を受けることによりサービスを設置、維持および運営する財政能力を有すること、および、その職務が適切な管理体制のもとで誠実に遂行されることを長官が認めるときは、長官は、当該機関に対して当該サービスの提供を認可することができる。

(2) (サービスの設置のための資金提供) 長官が(1)項にもとづきいずれかの機関に対してサービスの提供を認可しようとするときは、長官は、当該サービスの設置に関して当該機関と協定を交わすことができる。

(3) (財政援助等) 長官が(1)項にもとづきいずれかの機関に対してサービスの提供を認可するときは、長官は、規則にしたがって、当該機関に対して財政援助その他の援助を与えることができる。

(4) (効力を有する日) (1)項にもとづく長官の認可は、長官が定めるときはさかのぼって効力を有すると見なす。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 8.

第9条 (1) (サービスの提供のための施設の認可) ある施設がサービスの提供にふさわしいことを長官が認めるときは、長官は、当該施設の全部または一部で認可機関がサービスを提供することを認可し、かつ、当該施設の維持および運営ならびにサービスの提供のため、規則にしたがって、当該機関に対して財政援助その他の援助を与えることができる。

(2) (営造物の全部または一部に関わる認可) (1)項にもとづく長官の認可においては、営造物一般、特定カテゴリーの営造物、営造物の一部または営造物内のいずれかの場所を認可施設に指定することができる。

(3) (効力を有する日) (1)項にもとづいて長官が行なう認可は、長官が定めるときはさかのぼって効力を有すると見なす。ただし、当該認可は、第8条にもとづいて長官が行なう当該機関の認可が効力を有する日の前に効力を有すると見なしてはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 9.

第10条 (1) (条件) 長官は、第8条(1)項または第9条(1)項にもとづいて認可を行なうさいに条件を課すこと、および、当該機関に対して書面による合理的な通告を行なうことにより、当該条件の変更、撤回もしくは改訂を行ないまたは新たな条件を課すことができる。

(2) (ディレクターの職務) ディレクターは、(1)項の通告を受けた認可機関から異議申立てがあるときは、それを審査する。

(3) (資産の移転) 認可機関は、規則にしたがう場合を除き、オンタリオ州の財政援助を受けて入手したいかなる資産も移転または譲渡してはならない。

(4) (18歳以上の者へのサービス) 長官は、子どもではない者およびその家族に対し、その者が子どもであるときと同様に以下の行為を行なうことができる。R. S. O. 1990, c. C. 22, s. 10.

(a) 第7条(1)項(a)号のサービスを提供すること。

(b) 第7条(1)項(b)号のサービスの提供のための協定を交わすこと。

- (c) 第7条(2)項のサービスの提供のための補助および拠出を行なうこと。
- (d) 機関に対し、第8条(1)項のサービスの提供を認可すること。
- (c) 施設に対し、第9条(1)項のサービスの提供を認可すること。

第11条(調整または諮問のためのグループ)長官は、調整または諮問のためのグループまたは委員会の設置、支援および運営を目的として個人、機関または自治体と協定を交わすこと、議会によって承認された歳出予算からその目的のために支払を行なうこと、およびその目的のためにその他の援助を与えることができる。

R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 11.

第12条(支払われる資金の保護)長官は、本章または規則にもとづいて支払を行なう条件として、資金の受給者に対し、抵当権の設定、担保権の設定、協定の登録または長官が定める他の方法により資金を保護するよう求めることができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 12.

第13条 (1) (認可機関の内規) 認可機関は、当該機関の内規およびその改訂を記載した公正証書を、その策定または改訂後ただちに長官に提出しなければならない。

(2) (同) 認可機関の内規には定められた規定を置かなければならない。

(3) (バンドまたは先住民コミュニティの代表) インディアンまたは先住民の子どもおよび家族にサービスを提供する認可機関は、その理事会に、定められた方法および条件により任命された、定められた人数のバンドまたは先住民コミュニティの代表を置かなければならない。

(4) (被雇用者と理事の兼任禁止) 認可機関の被雇用者は、当該機関の理事会の理事を兼任することができない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 13.

第14条(本法および規則に定めのない措置の禁止)いかなる認可機関も、本法および規則にしたがう場合を除き、子どもを居住型措置の対象としてはならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 14.

子ども援助協会

第15条 (1) (定義) 本条において、「定められた」とは、第11章(規則)第214条(4)項にもとづいて長官が定める規則によって定められていることをいう。

(2) (子ども援助協会の指定) 長官は、認可機関を、特定の管轄地を担当しかつ(3)項に掲げる職務のいずれかまたは全部を行なう子ども援助協会に指定すること、指定にさいして条件を課すことおよびいずれの時点においても当該条件の変更、撤回もしくは改訂を行ないまたは新たな条件を課すこと、ならびに、いずれの時点においても、当該協会が(3)項に掲げる特定の職務に関して当該協会の指定を取消す旨を定めまたは当該協会の管轄地を変更するために指定替えを行なうことができる。

(3) (協会の職務) 子ども援助協会の職務は以下のとおりとする。

(a) 16歳未満の子ども、または当該協会がケアしているもしくはその監督下にある子どもが保護を必要としているという申立てまたは証拠を調査すること。

(b) 必要なときは、16歳未満の子ども、または当該協会がケアしているもしくはその監督下にある子どもを保護すること。

(c) 子どもを保護するためまたは子どもの保護が必要となる状況を防止するため、家庭に対して指導、カウンセリングその他のサービスを提供すること。

(d) 本法にもとづき当該協会へのケア委任またはケア送致を受けた子どもにケアを提供すること。

(e) 本法にもとづき当該協会への監督委任を受けた子どもを監督すること。

(f) 第7章にもとづき子どもを養子縁組のために措置すること。

(g) 本法またはその他の法律により当該協会に付与されたその他の職務を遂行すること。

(4) (定められた基準等) 協会は以下の行為を行なわなければならない。

(a) 職務の遂行にあたって定められた基準のサービスを提供すること。

(b) 定められた手続および実務にしたがうこと。

(5) (内規の承認の必要) 協会の内規およびその改訂は、長官による承認を受けるまで効力を有しない。

(6) (個人責任の免除) 協会の役員または被雇用者に対し、その職務を遂行しまたは遂行しようとするさいに誠実に行なわれた行為、またはその職務を誠実に遂行しようとするなかで生じたとされる懈怠または不履行を理由とするいかなる訴訟も提起することができない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.15.

第16条 (地方ディレクターの任命) すべての協会は、定められた資格、権限および職務を有する地方ディレクターを任命しなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.16.

第17条 (1) (協会に関するディレクターの職務) ディレクターは以下の行為を行なう。

(a) 協会に対する助言および監督を行なうこと。

(b) 協会の運営および記録を検査し、または当該検査を指揮監督すること。

(c) いずれの協会も職務を行なっていない地域において協会の権限および職務を遂行すること。

(d) 協会のケアのもとにある子どもが措置されている場所を検査し、または当該検査を指揮監督すること。

(e) 協会が第15条(4)項で求められた基準のサービスを提供し、かつ同項で求められた手続および実務にしたがうことを確保すること。

(2) (ディレクターによる安全な場所の指定) ディレクターは、第3章(子どもの保護)の適用上、単一または複数の場所を安全な場所に指定することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.17.

第18条 削除: 1999, c.2, s.3.

第19条 (1) 削除: 1999, c.2, s.4 (1).

(2) (長官による支払) 長官は、すべての協会に対し、規則にしたがって定められた額を、議会によって承認された歳出予算から支払う。R.S.O. 1990, c. C.11, s.19(2).

(3) 削除: 1999, c.2, s.4 (1).

(4) (協会の見積りの決定方法) 協会の支出見積りは、規則にしたがって決定し、かつ長官の承認を受けなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.19(4).

(5) 削除: 1999, c.2, s.4 (1).

(6) (支払方法) (2)項にしたがって協会に支払われる金額(支出の発生前の先渡し金を含む)は、長官が定める時期および方法によって支払われる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.19(6); 1999, c.2, s.4(2).

第20条 (1) 削除: 1999, c.2, s.5.

(2) (協会を地方委員会と見なす取扱い) 協会は、オンタリオ州自治体職員退職制度法および自治体利益紛争法の適用上、当該協会が管轄する各自治体の地方委員会と見なす。R.S.O. 1990, c. C.11, s.20(2).

第20条の1 (協会に対する指示) ディレクターは、ひとつまたは複数の協会に対し、本法にもとづいて協会が行なっているサービスの提供に関わるものも含む指示を行なうことができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.6.

他の政府との協定

第21条 (長官が他の政府と協定を交わすことの許可) 長官は、副総督が州議会に諮って行なう承認を受けて、本法にもとづくサービスまたは子どものケアもしくは保護に関し、オンタリオ州を代表してカナダ連邦政府またはカナダの他のいずれかの州政府と協定を交わすことができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.21.

取消および直接管理の権限

第22条 (1) (長官の権限) 長官は、以下の(a)号から(d)号の事由に該当すると合理的根拠にもとづいて考えるときは、以下の(e)号および(f)号の行為を行なうことができる。

(a) 認可機関によるサービスの提供が、本法または規則にしたがって、または第8条(1)項または第9条(1)項にもとづく認可のさいに(もしくは協会の場合には第15条(2)項にもとづく指定のさいに) 課さ